

◆トラブル続出「マイナ保険証」 現行保険証の廃止は中止を!!

日本共産党船橋議員団

ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 千葉県議 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎047-436-3030 FAX047-420-7201>
 船橋市議
 岩井友子 ☎047-438-8647
 金沢和子 ☎047-422-5278
 かなみつ理恵 ☎047-473-0678 (事務所)
 神子そよ子 ☎047-769-7271
 松崎さち ☎047-401-3925 (事務所)

▲市議団 ホームページ

平和と核兵器廃絶 いま、私たちは何ができるか

ロシアによるウクライナへの侵攻は、ロシアとウクライナの2国間の問題だけでなく、核兵器使用の危険が高まっているという、人類の死活にかかわる緊急事態です。

こうした中で開催された今年の原水爆禁止世界大会では、核保有国と非核保有国のそれぞれの国から代表が集まり、この危機をどう乗り越えるのかという討議が行われました。

この討議の中で、繰り返し強調されたのは、「核抑止力論」はすでに破綻し、核兵器廃絶でなければ平和は実現できない、ということでした。

「核抑止力論」は、核兵器を保有すれば平和の均衡を保てるという立場であり、いざという時は核兵器を使用するものであって、広島・長崎の悲劇を繰り返すことをためらわ

核兵器禁止条約の批准を

核兵器禁止条約は、国連加盟国の半数に迫る状況です(囲み1)。

条約の6条と7条に基づく核兵器による被害者の支援や、環境修復をはかる非公式の作業部会が、国際的な支援基金の創設に向けて活動を始めています。

日本政府として署名や批准を直ちに行うべきですが、少なくともこうした支援への協力を行うべきです。

「核抑止力論」は、核兵器を保有すれば平和の均衡を保てるという立場であり、いざという時は核兵器を使用するものであって、広島・長崎の悲劇を繰り返すことをためらわ

核兵器禁止条約は、国連加盟国の半数に迫る状況です(囲み1)。

条約の6条と7条に基づく核兵器による被害者の支援や、環境修復をはかる非公式の作業部会が、国際的な支援基金の創設に向けて活動を始めています。

日本政府として署名や批准を直ちに行うべきですが、少なくともこうした支援への協力を行うべきです。

核兵器禁止条約
 条約採択・賛成国 122カ国
 (2017年7月7日)
 署名国 92カ国
 批准国 68カ国
 (2023年1月9日)

世界終末時計とは：米国の原子力科学者会報が定期的に発表している、核戦争などによる人類の絶滅を「午前0時」になぞらえ、その終末までの残り時間。

そのためにも、今年11月27日にニューヨークで開催される第2回締約国会議にオブザーバーとしても、参加を行うことが重要です。

人類の滅亡まで90秒

世界大会に参加をした各国の代表から、「世界終末時計は、あと90秒」(囲み2)との発言がたびたび、行われました。今、世界中の平和を求める市民が「人類の滅亡を阻止しよう」とつながり始めています。日本共産党は、こうした世界規模の市民運動とも連帯しながら、核兵器廃絶に力を尽くします。

高すぎる医療保険料や医療費 その負担減らせます



国民健康保険料や後期高齢者医療保険料には、国が定める法定軽減と、自治体が定める申請減免があります。

法定軽減は、世帯主と20歳以上の加入者全員が所得の申告を

軽減割合	軽減の基準となる所得金額
7割軽減	43万円+「10万円×(世帯主と被保険者全員のうち、※給与・年金所得者の数-1)」
5割軽減	43万円+「29万円×被保険者数」+「10万円×(世帯主と被保険者全員のうち、※給与・年金所得者の数-1)」
2割軽減	43万円+「53万5千円×被保険者数」+「10万円×(世帯主と被保険者全員のうち、※給与・年金所得者の数-1)」

◎1958年1月1日以前生まれの公的年金所得者は、公的年金所得控除後額から15万円を引いた額で軽減判定します。

※給与・年金所得者の数とは：①給与収入が55万円超、②65歳未満で公的年金収入が60万円超、③65歳以上で公的年金収入が125万円超、のいずれかの条件を満たす人が対象です(例外あり)。

た人は不要です。医療費の自己負担限度額や介護保険料などに影響します。

法定軽減は、世帯主(国保加入者でない場合を含む)と加入者でない場合を含む)と加入

「障害者控除対象者認定書」をご存知ですか?

障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で船橋市が障害者に準ずると認定した人に、障害者と同様の所得控除が受けられる「障害者控除対象者認定書」が交付されます(下表参照)。

介護保険の認定資料で判定し、3級から6級の身体障害、軽度・中度の知的障害者に準ずる人も対象です。

後期高齢者医療制度では現役並み所得者を除き、75歳以上で一定以上の所得がある人は医療費の窓口負担割合が1割から2割になりました。ただし世帯内の加入者の課税所得が、全員28万円未満なら1割です。所得控除を受けることで28万円未満になれば1割に減ることがあります。

控除区分	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円 同居の扶養親族の場合は 75万円	30万円 同居の扶養親族の場合は 53万円

※同居以外の扶養親族の場合、本人と同じ控除額になります。